平成28年度秋田県廃棄物処理施設技術専門委員会

日時:平成29年3月23日(木)午後1時~

場所:県庁第二庁舎4階 高機能会議室

次 第

- 1 開会
- 2 生活環境部長挨拶
- 3 議事
 - (1)会長の選任について
 - (2) 能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策部会委員の選任について
 - (3) 秋田県廃棄物処理施設技術専門委員会に関する要綱の一部改正について
 - (4) これまでの審議状況について
 - (5) その他
- 4 閉会

秋田県廃棄物処理施設技術専門委員会 委員名簿

(平成28年10月1日現在)

委員氏名	所 属	職名	専門分野
安貝八石	DI 馬	11111111111111111111111111111111111111	守门汀到
石川医子	公立大学法人秋田県立大学 生物資源科学部 応用生物科学科	准 教 授	有機化学 分析化学
及川洋	国立大学法人秋田大学	名 誉 教 授	土質工学 地盤工学
後藤文彦	国立大学法人秋田大学大学院 理工学研究科 システムデザイン工学専攻 土木環境工学コース	教 授	構造工学
佐藤 ビ	独立行政法人国立高等専門学校機構 秋田工業高等専門学校 環境都市工学科	教授	衛生工学
ず 原 勝康	国立大学法人秋田大学大学院 理工学研究科物質科学専攻 応用化学コース	教授	反応工学
落根 昭一	公立大学法人秋田県立大学 システム科学技術学部 電子情報システム学科	准 教 授	音響工学
できた ない 鶴 田 俊	公立大学法人秋田県立大学 システム科学技術学部 機械知能システム学科	教授	燃焼学 安全工学
林武司	国立大学法人秋田大学 教育文化学部地域文化学科 地域社会講座	教授	水文学

(50音順)

秋田県廃棄物処理施設技術専門委員会に関する要綱

(設置)

第1条 廃棄物の処理に係る生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見を 聴くため、秋田県廃棄物処理施設技術専門委員会(以下「委員会」という。)を設 置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、知事の求めに応じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理施設の設置又は変更の許可に関し、当該廃棄物処理施設の設置又は変更に関する計画及び維持管理に関する計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるかを調査審議する。
- 2 委員会は、前項に定めるもののほか、知事の求めに応じ、廃棄物処理施設の構造 その他の廃棄物の処理に係る技術的な事項を調査審議する。

(組織及び委員の任期)

- 第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。
- 2 委員は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する 事項について専門的知識を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。

(会長)

- 第4条 委員会に、会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、知事が招集し、会長が委員会の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

- 第6条 委員会に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

- この要綱は、平成10年6月17日から施行する。
 - 附即
- この要綱は、平成12年6月28日から施行する。
- この要綱は、平成14年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

能代産業廃棄物処理センターについて

1 所在地

能代市浅内字比掛沢ほか(敷地面積約18万㎡、埋立処分量約101万トン)



2 概要

- 能代産業廃棄物処理センターでは昭和55年から最終処分場及び中間処理施設(廃油等の焼却施設)を設置し事業を営んでいた。
- 昭和62年頃からセンター敷地外で発ガン性の疑い等があるVOC (揮発性 有機化合物)を含む汚水の滲出等が見られ、大きな環境問題となる。
- 平成10年12月に未処理の廃棄物や汚水を場内に大量に保有したまま会社 が倒産したため、県が緊急措置として廃棄物や汚水を場外搬出処理するなどし た。
- 依然としてセンター敷地外への汚水の滲出が見られていることから、平成2 8年度までに約59億円(うち国助成等約15億円)を投入して、県が事業者 に代わって環境保全対策を行っている。
- これまでの対策により、新たな生活環境保全上の支障の発生は見られないが、 平成21年に環境基準項目に追加された 1,4-ジオキサンが処分場内外で検出 されていること等から、今後処分場が安定化するまで長期間にわたって、汚水 処理等の維持管理を行わざるを得ない状況となっている。

3 能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策部会

- 環境保全対策部会は、「秋田県廃棄物処理施設技術専門委員会」の「部会」 として、平成12年6月に設置された。
- 設置当初は、能代産業廃棄物処理センターにおいて事業者が設置した遮水壁 の有効性の検証その他の環境保全対策に関する検討を行い、平成15年4月の 第5回部会で、環境保全対策の中間報告が取りまとめられた。

【環境保全対策部会中間報告抜粋】

◎環境保全対策に関する基本的な考え方

- ① 管理型廃棄物処分場の環境保全対策は、汚水を回収し、それを処理することが基本的なものであることから、今後とも、揚水井戸による地下水を汲み上げて処理することなどの環境保全対策を継続して実施すべきである。
- ② 遮水壁が設置されていない東側のエリアについては、高密度電気探査の結果を踏まえ、揚水井戸(バリア井戸)を先行的に設置した上で、その汚染地下水を汲み上げ処理することによる効果を見極めながら、遮水壁の延長を検討すべきである。
- ③ 蒲の沢や南沢、大館沢については、滲出水の水質濃度が大幅に低下していることなどから、その回収のための環境整備をしながら、現在実施している滲出水の回収処理を継続的に行うべきである。
- ④ 場内雨水については、現在、能代市公共下水道に放流しているが、水処理量の低減化を図り、効率的な維持管理を行うため、地元住民の理解を得ながら、処理を要しない雨水は極力放流することを検討すべきである。
- ⑤ 処分場が安定化するまでは、今後、概ね25年から30年の期間を要するものと考えられるが、滲出水などの水質の変動状況や地下水の流動状況等を的確に把握しながら、最小の経費で最大の効果が得られるように維持管理を行うべきである。
- 中間報告を基に策定した、産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画 について、平成17年1月に環境大臣の同意が得られ、同年2月から国の支援 を得ながら特定支障除去等事業を行ってきた。
- 平成24年8月に産廃特措法の期限が10年間延長されたことに伴い、変更 実施計画を策定し、平成25年3月には環境大臣の同意が得られたことから、 引き続き国の支援を受けて環境保全対策を実施している。

秋田県廃棄物処理施設技術専門委員会に関する要綱の 一部改正について

1 改正理由

秋田県廃棄物処理施設技術専門委員会に関する要綱(以下、「要綱」という。) 第6条において設置を規定している部会について、部会長の選任手続き、役割、 部会における検討結果等の取り扱いを明確化する必要がある。

2 改正内容(第6条関係)

- ・部会長の設置、選任手続、役割について規定する。
- ・部会での検討結果等の取り扱いを規定する。

3 施行期日

平成29年3月17日から施行する。

< 参 考 >

(部会)

第6条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。



秋田県廃棄物処理施設技術専門委員会に関する要綱

(設置)

第1条 廃棄物の処理に係る生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見を 聴くため、秋田県廃棄物処理施設技術専門委員会(以下「委員会」という。)を設 置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、知事の求めに応じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理施設の設置又は変更の許可に関し、当該廃棄物処理施設の設置又は変更に関する計画及び維持管理に関する計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるかを調査審議する。
- 2 委員会は、前項に定めるもののほか、知事の求めに応じ、廃棄物処理施設の構造 その他の廃棄物の処理に係る技術的な事項を調査審議する。

(組織及び委員の任期)

- 第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。
- 2 委員は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する 事項について専門的知識を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。

(会長)

- 第4条 委員会に、会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、知事が招集し、会長が委員会の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

- 第6条 委員会に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

- この要綱は、平成10年6月17日から施行する。
- この要綱は、平成12年6月28日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

秋田県廃棄物処理施設技術専門委員会に関する要綱

(設置)

第1条 廃棄物の処理に係る生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見を 聴くため、秋田県廃棄物処理施設技術専門委員会(以下「委員会」という。)を設 置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、知事の求めに応じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理施設の設置又は変更の許可に関し、当該廃棄物処理施設の設置又は変更に関する計画及び維持管理に関する計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるかを調査審議する。
- 2 委員会は、前項に定めるもののほか、知事の求めに応じ、廃棄物処理施設の構造 その他の廃棄物の処理に係る技術的な事項を調査審議する。

(組織及び委員の任期)

- 第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。
- 2 委員は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する 事項について専門的知識を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。

(会長)

- 第4条 委員会に、会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、知事が招集し、会長が委員会の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

- 第6条 委員会に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会の運営については、第4条、第5条及び第7条の規定を準用する。
- 4 部会での検討結果等については、必要に応じて委員会に報告するものとする。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成10年6月17日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成12年6月28日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

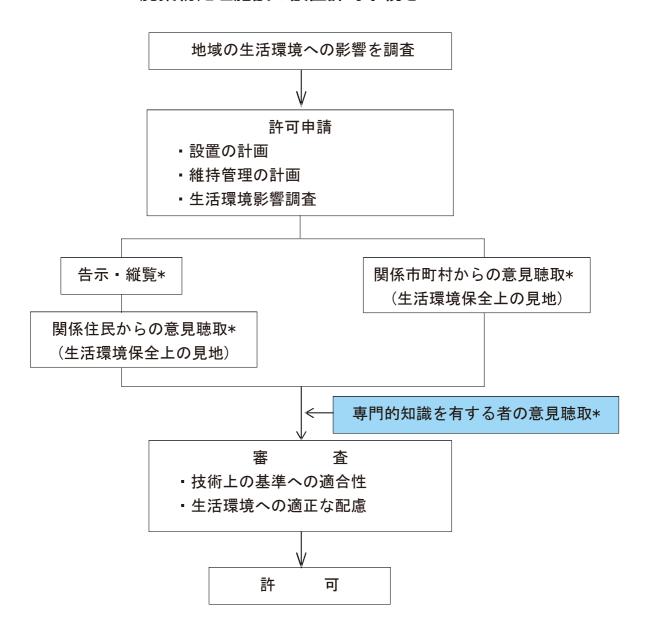
これまでの審議状況

年度	事業者	内容等
平成13年度	小坂製錬㈱ ^{※1}	産業廃棄物管理型最終処分場の設置許可
	小坂製錬㈱ ^{※2}	産業廃棄物焼却施設の設置許可
平成14年度	㈱湯沢クリーンセンター	産業廃棄物焼却施設の変更許可
平成15年度	秋田県	産業廃棄物管理型最終処分場の設置許可
平成17年度	ユナイテッド計画(株)	産業廃棄物管理型最終処分場の変更許可
平成18年度	㈱小松環境産業*3	産業廃棄物焼却施設の変更許可
	㈱合川環境	産業廃棄物焼却施設の変更許可
平成19年度	(資)五十嵐建設	産業廃棄物焼却施設の変更許可
平成20年度	㈱小松環境産業*3	産業廃棄物焼却施設の変更許可
平成21年度	東北ビル管財㈱	産業廃棄物安定型最終処分場の設置許可
	東北電力㈱	一般廃棄物最終処分場の設置許可
平成25年度	秋田県	産業廃棄物管理型最終処分場の設置許可

※1 現グリーンフィル小坂㈱ ※2 現エコシステム小坂㈱ ※3 現㈱アースクリーン秋田



廃棄物処理施設の設置許可手続きフロー



注)*印の手続は「最終処分場」、「焼却施設」、「PCB 処理施設」及び 「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設」を対象とする。